

# 平成 22 年度 歳入歳出決算のあらまし

## 全 体 の 概 要

### 1 歳 入

歳入総額は、一般会計<sup>注</sup>7,246 億円、特別会計<sup>注</sup>1,293 億円(借換債除き 1,196 億円)で、合わせて 8,540 億円(借換債除き 8,442 億円)となり、借換債を除くと、前年度に比べ一般会計は、330 億円、4.4%減少、特別会計は、962 億円、412.0%増加しています。

(単位:億円)

区 分	予算現額(A)	歳入総額(B)	差(A-B)	(参考)		
				収入未済額注	不納欠損額注	
一 般 会 計	21年度	8,014	7,720	293	97	5
	22年度	7,486	7,246	239	95	4
	増減額	△ 528	△ 474	△ 54	△ 2	△ 1
	増減率	△6.6%	△6.1%	△18.4%	△2.2%	△18.4%
特 別 会 計	21年度	259	241	18	37	0
	22年度	1,307	1,293	13	37	0
	増減額	1,048	1,052	△ 5	△ 0	0
	増減率	404.6%	436.6%	△25.5%	△0.5%	31.2%
合 計	21年度	8,273	7,961	311	134	6
	22年度	8,792	8,540	253	132	5
	増減額	520	578	△ 59	△ 2	△ 1
	増減率	6.3%	7.3%	△18.8%	△1.7%	△16.6%

\*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

### 【借換債除きベース】

(単位:億円)

区 分	予算現額(A)	歳入総額(B)	差(A-B)	(参考)		
				収入未済額注	不納欠損額注	
一 般 会 計	21年度	7,870	7,576	293	97	5
	22年度	7,486	7,246	239	95	4
	増減額	△ 384	△ 330	△ 54	△ 2	△ 1
	増減率	△4.9%	△4.4%	△18.4%	△2.2%	△18.4%
特 別 会 計	21年度	252	234	18	37	0
	22年度	1,209	1,196	13	37	0
	増減額	958	962	△ 5	△ 0	0
	増減率	380.8%	412.0%	△25.5%	△0.5%	31.2%
合 計	21年度	8,121	7,810	311	134	6
	22年度	8,695	8,442	253	132	5
	増減額	574	632	△ 59	△ 2	△ 1
	増減率	7.1%	8.1%	△18.8%	△1.7%	△16.6%

## 2 歳 出

歳出総額は、一般会計 7,038 億円、特別会計 1,255 億円(借換債除き 1,158 億円)で、合わせて 8,293 億円(借換債除き 8,196 億円)となり、借換債を除くと、前年度に比べ一般会計は、364 億円、4.9%減少、特別会計は、961 億円、488.2%増加しています。

(単位:億円)

区 分	予算現額(A)	歳出総額(B)	差(A-B)	差(A-B)の内訳		
				翌年度繰越額	不 用 額	
一 般 会 計	21年度	8,014	7,546	467	405	62
	22年度	7,486	7,038	447	368	79
	増減額	△ 528	△ 508	△ 20	△ 37	17
	増減率	△6.6%	△6.7%	△4.3%	△9.1%	27.3%
特 別 会 計	21年度	259	204	55	39	16
	22年度	1,307	1,255	52	32	19
	増減額	1,048	1,051	△ 3	△ 7	4
	増減率	404.6%	514.5%	△5.5%	△17.6%	24.5%
合 計	21年度	8,273	7,751	522	444	78
	22年度	8,792	8,293	499	401	98
	増減額	520	543	△ 23	△ 44	21
	増減率	6.3%	7.0%	△4.4%	△9.9%	26.7%

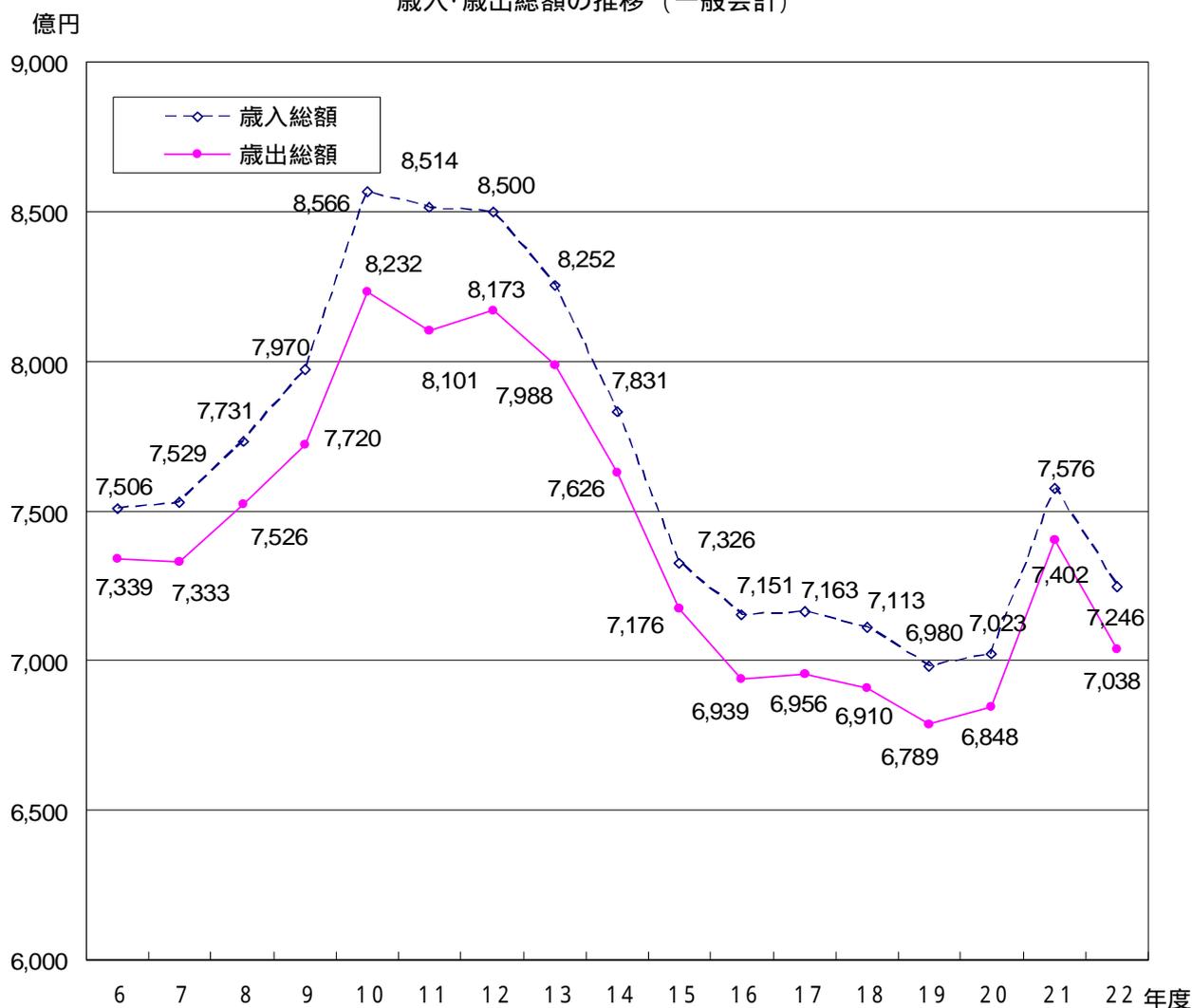
\*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

### 【借換債除きベース】

(単位:億円)

区 分	予算現額(A)	歳出総額(B)	差(A-B)	差(A-B)の内訳		
				翌年度繰越額	不 用 額	
一 般 会 計	21年度	7,870	7,402	467	405	62
	22年度	7,486	7,038	447	368	79
	増減額	△ 384	△ 364	△ 20	△ 37	17
	増減率	△4.9%	△4.9%	△4.3%	△9.1%	27.3%
特 別 会 計	21年度	252	197	55	39	16
	22年度	1,209	1,158	52	32	19
	増減額	958	961	△ 3	△ 7	4
	増減率	380.8%	488.2%	△5.5%	△17.6%	24.5%
合 計	21年度	8,121	7,599	522	444	78
	22年度	8,695	8,196	499	401	98
	増減額	574	597	△ 23	△ 44	21
	増減率	7.1%	7.9%	△4.4%	△9.9%	26.7%

### 歳入・歳出総額の推移（一般会計）



\* 歳入 歳出規模からは、借換債分を除いている。

国の緊急経済対策による公共事業等の事業量の増加にともない、歳入総額 歳出総額は平成10年度～12年度にピークを迎えましたが、景気の低迷や三位一体改革による地方交付税などの財源圧縮、また、投資的経費の縮減などにより年々減少しました。平成20年度からは、国の景気対策等に伴い増加に転じましたが、平成22年度は国の雇用・経済対策に関する国庫支出金の減少（地域活性化・公共投資臨時交付金 118億円等）や、介護職員処遇改善等臨時特例基金等の積立額の減少などにより歳入、歳出とも減少しています。

#### 用語の説明

##### ・一般会計、特別会計

一般会計とは、地方公共団体の会計の基本的なもので、下記の特別会計に属しないすべての歳入、歳出を経理する会計のこと。

特別会計とは、地方公共団体が特定の事業を行うにあたって、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、各団体の条例で別個に設置された会計のこと。

##### ・収入未済額

地方公共団体が歳入を徴収しようとする際に、調定（予定される収入金額を決定する行為）を行ったにもかかわらず、出納閉鎖日までに収納されなかった金額。この収納未済金は翌年度に繰り越され、引き続き督促等を行い徴収に努めることとなる。

##### ・不納欠損額

調定した歳入が、督促等を行ったにもかかわらず納付されずに時効が到来してしまったものなどについて、損失として処分を行った金額。

### 3 収 支

歳入と歳出の差額である**形式収支は、一般会計208億円、特別会計38億円で、合わせて246億円の黒字**となり、形式収支から繰り越すべき財源（一般会計147億円、特別会計2億円）を差し引いた**実質収支は、一般会計61億円、特別会計36億円で、合わせて97億円の黒字**となっています。

**実質収支額は**前年度に比べ、**一般会計で45億円増加、特別会計で2億円増加**しています。

(単位: 億円)

区 分	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	形式収支 (A-B)	形式収支(A-B)の内訳		
				翌年度繰越財源	実質収支	
一 般 会 計	21年度	7,720	7,546	174	158	16
	22年度	7,246	7,038	208	147	61
	増減額	474	508	34	11	45
	増減率	6.1%	6.7%	19.5%	7.1%	288.3%
特 別 会 計	21年度	241	204	37	3	34
	22年度	1,293	1,255	38	2	36
	増減額	1,052	1,051	2	1	2
	増減率	436.6%	514.5%	4.2%	20.9%	6.2%
合 計	21年度	7,961	7,751	211	161	50
	22年度	8,540	8,293	246	149	97
	増減額	578	543	35	12	47
	増減率	7.3%	7.0%	16.8%	7.3%	95.1%

\*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

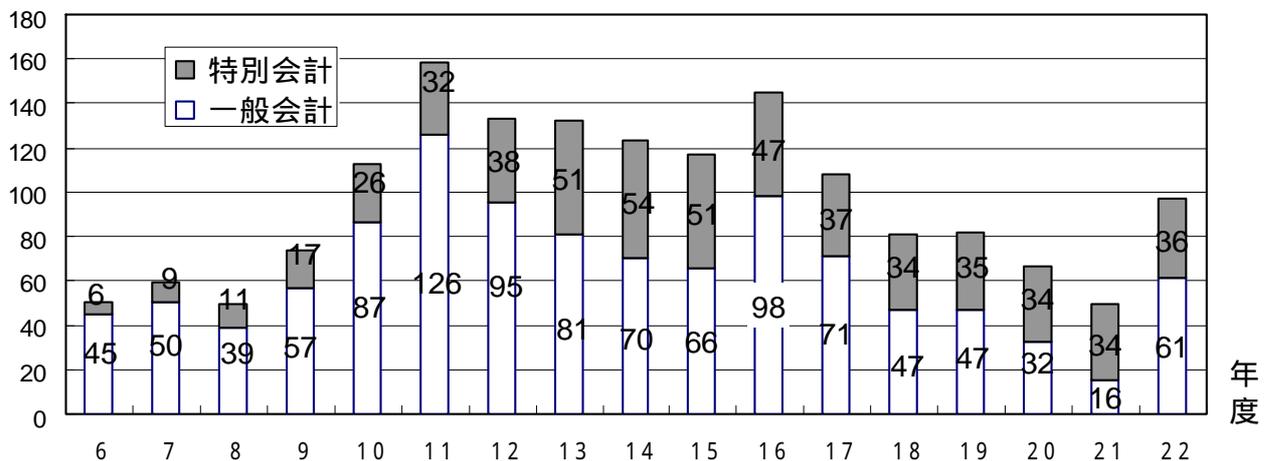
### 4 実質収支額の処分

**一般会計の黒字61億円については**、地方自治法第233条の2の規定により、**30億4千万円**（黒字の1/2相当）を、7月29日に**財政調整基金<sup>注</sup>**に積み立てました。  
（前年度財政調整基金積立額 7億9千万円）

また、残額の30億円と特別会計の黒字額36億円については、平成23年度に繰り越します。

億円

実質収支額(一般会計 + 特別会計)の推移



## 用語の説明

### ・形式収支

一会計年度における歳入総額から歳出総額を単純に差し引いたもの。

翌年度への繰越事業が発生した場合には、その支出に充てることが予定されていた財源のうち、すでに収入済みのものは使用されずに残るため、繰越額が多くなれば形式収支も増えることとなる。

### ・実質収支

上記の形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源（繰越事業の支出に充てる財源のうち、すでに収入済みのもの）を差し引いたもの。本来当該年度に属すべき収入と支出の差であり、財政運営の状況を判断するひとつの基準になる。

### ・財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられた積立金で、基金の形態をとる。地方公共団体の財政運営に当たっては、単年度の収支の均衡がとれればそれで足りるということではなく、後年度の財政への影響について配慮し、長期的な観点に立って財政運営を行うことが求められることから、余裕財源が生じた場合には財政調整基金への積み立てを行い、年度間の調整を講ずべきこととされている。（地方財政法第4条の3）